◆③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値

＜数値の取得方法に係る説明＞

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

３．(4)「③その他特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値」においては、売上額（商品等提供利用者が特定デジタルプラットフォーム提供者に支払う手数料等の総額をいう。）、取引数、国内の一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）の数（前年度末日時点のものとする。）、国内のアクティブな一般利用者の数（特定デジタルプラットフォームの事業の実態を踏まえて利用頻度が相当程度であると認めることができる一般利用者の数をいい、前年度末日時点のものとする。）、取扱商品等数（前年度末日時点のものとする。）その他の特定デジタルプラットフォームの事業に関する数値について、任意に記載すること。特定デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業が特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第４条第１項の事業の区分及び規模を定める政令（令和３年政令第17号）第１項の表第３号の中欄に規定する事業である場合は、国内の一般利用者の数（前年度末日時点のものとする。）を記載すること。

２．　特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項

（１）商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数

＜数値の取得方法に係る説明＞

（２）苦情及び紛争の主な類型

（３）苦情及び紛争の処理期間の平均期間

＜数値の取得方法に係る説明＞

（４）苦情及び紛争の結果の概要

◆（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項※４

＝＝＝＝＝＝

（記載上の注意）

４．「（５）その他苦情の処理及び紛争の解決に関する事項」においては、苦情及び紛争の主な類型ごとの例、当該例における特定デジタルプラットフォーム提供者の対応状況、法第５条第２項第２号に掲げる事項に関する一般利用者からの苦情の処理及び紛争の解決の概要その他の苦情の処理及び紛争の解決に関する事項について、任意に記載すること。